

【テーマ】 私生活上の非行と懲戒処分

Q Aさんは、深夜に酩酊して他人の居宅に入り、住居侵入罪として1万円の罰金刑を受け、その事実が数日のうちに噂になって広まってしまいました。そのため、会社から、就業規則の「不正不義の行為を侵し、会社の体面を著しく汚した行為」に当たるとして、懲戒解雇を通告されました。

職務に関係ない私生活上の行為についても、懲戒処分を受けるのでしょうか。

A 労働者は、労働契約を締結して企業に雇用されることによって、労務提供義務と併せて、企業秩序を遵守する義務を負います。(富士重工業事件・最三小判昭 52.12.13 ほか)。

したがって、職務遂行に関係のない職場外の行為であっても、企業の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合（関西電力事件・最一小判昭 58.9.8）や、会社の社会的評価に重大な悪影響を与えるような場合（日本鋼管事件・最二小判昭 49.3.15）には、企業秩序違反として労働者に懲戒処分を行うことが可能とされています。

どのような場合に懲戒処分を行うことができるかについて判例では、労働者の行為が「会社の体面を著しく汚したというためには、必ずしも具体的な業務阻害の結果や取引上の不利益の発生を必要とするものではないが、当該行為の性質、情状のほか、会社の事業の種類・態様・規模、会社の経済界に占める地位、経営方針及びその従業員の会社における地位、職種等諸般の事情から総合的に判断して、労働者の行為により会社の社会的評価に及ぼす悪影響が相当重大であると客観的に評価される場合でなければならない」とされています。(前記「日本鋼管事件」)

お尋ねの件では、受けた刑が罰金1万円にとどまっており、会社での地位も管理職ではなく一般社員であることから、「会社の体面を著しく汚した行為」に当たるほど重大な行為とまではいえません。

会社に、懲戒解雇の撤回を求めてみましょう。